

令和4年 第5回定例会

# 道志村議会会議録

令和4年9月6日 開会

令和4年9月16日 閉会

道志村議会

## 令和4年第5回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月6日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○一般質問	10
池谷銀重君	10
佐藤光栄君	17
○佐藤喜章議員の資格の決定についての上程、委員長報告、質疑、討論、採決	25
○日程の追加	29
○佐藤喜章議員の資格決定書(案)の作成について	30
○佐藤喜章議員の資格決定書(案)について	30

### 第 2 号 (9月16日)

○議事日程	31
○出席議員	32
○欠席議員	32
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	32

○職務のため議場に出席した者の職氏名	3 2
○開議の宣告	3 3
○諸般の報告	3 3
○議事日程の報告	3 3
○日程の追加	3 3
○報告第 3 号から報告第 5 号の報告	3 4
○議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
○議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第 4 4 号から議案第 4 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 0
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○認定第 2 号から認定第 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○閉会中の継続調査について	5 5
○村長挨拶	5 6
○閉議の宣告	5 7
○閉会の宣告	5 7
○署名議員	5 9

道志村告示第9号

令和4年第5回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月10日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 期 日 令和4年9月6日(火)
- 2 場 所 水源の郷やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

---

不応招議員（なし）

---

## 令和4年第5回道志村議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 一般質問
- 第 5 佐藤喜章議員の資格の決定について
- 第 6 報告第 3号 令和3年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第 4号 令和3年度株式会社どうしの経営状況の報告について
- 第 8 報告第 5号 令和4年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書について
- 第 9 議案第42号 人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第43号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第3回）
- 第11 議案第44号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第45号 令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
- 第13 議案第46号 令和4年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第14 議案第47号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第15 認定第 1号 令和3年度道志村一般会計決算の認定について
- 第16 認定第 2号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第17 認定第 3号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第18 認定第 4号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第19 認定第 5号 令和3年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第20 認定第 6号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第21 認定第 7号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第22 認定第 8号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第23 請願第 1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

第24 発議第 1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

第25 同意第 2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

#### 出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口登美君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	山口かおり君	教育課長	佐藤万寿人君

---

#### 職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局書記 佐藤勇樹君

---

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和4年第5回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和4年第5回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第5回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにはご多忙にもかかわらずご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、最近の経済状況というか、日本のほうですけれど東京外国為替市場の円相場が1ドル140円台まで下落し、1998年8月以来24年ぶりの安値を更新しています。インフレ抑制に向けた米国の利上げが長期化するとの見方が強く、円売り・ドル買いの動きとなり、我が国の経済に大きな影響を与えていると思います。

一方、ウクライナ危機を背景にしたエネルギー価格の高騰が続く中、原油や天然ガスを輸入に頼る日本では、円安による輸入コストの上昇で国内の物価高に拍車がかかりかねないことが懸念され、住民の皆様の生活の影響も避けられない状況と心配しているところであります。

さて、国は、新型コロナウイルス対策に関して、医療機関や保健所の負担軽減を目的に全数把握を全国一律で見直し、都道府県の判断で届出対象者を限定することができる緊急避難措置を9月20日から一部の県で先行し始めました。感染状況を見ますと、山梨県内や近隣都県においても、急激な感染増が続いており、本村でも感染者が確認されるなど、厳しい事態となっております。村では、山梨県知事からの臨時特別協力要請を踏まえ、引き続き村民の皆様へ基本的な感染防止対策などの徹底をするよう周知し、ご協力をお願いしているところであります。

また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応するため各種事業を展開しており、特に原油価格、物価高騰などに対応するための給付金支給事業をはじめ、感染拡大の防止を図る事業や村民の皆さんの生活、暮らしへの支援に重点を置いた事業を実施し、安心・安全で豊かな村づくりのため努力をしているところでありますので、議会の皆さんにおいても、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

さて、本定例会に付議します案件は、令和3年度一般会計決算ほか7つの特別会計の決算認定、令和4年度一般会計補正予算（第3回）のほか4つの特別会計補正予算のほか、条例の一部改正1件、令和3年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告のほか2件の報告案件、任期満了に伴う教育委員会委員の任命同意1件の16件であります。

議案の詳細につきましては、議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9号の規定に基づき、令和4年5月、6月、7月分の例月出納検査結果についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今定例会に村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行いましたので、報告いたします。

一般質問について申し上げます。

今定例会においては、申合せ事項により、一般質問を一問一答方式で行います。一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨を分かりやすく簡潔にお願ひいたします。

次に、令和4年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査、継続審査の

報告を求めます。

議会運営委員長、池谷銀重君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

○議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第3回定例会において、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、令和4年6月10日の本会議において議決された件についての報告であります。

令和4年8月30日午後1時30分より、道志村中央公民館議会事務局室において委員会を招集し、委員4名と議長、職務のため議会事務局、提出議案説明のため総務課長の出席がありました。

決定された事項は次の3項です。

- 1、会期は本日より9月16日までの11日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。
- 2、一般質問の通告者は2名です。
- 3、請願、意見書について議題とすること。
- 4、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、白井勝光君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 白井勝光君。

〔総務文教常任委員長 白井勝光君 登壇〕

○総務文教常任委員長（白井勝光君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についてご報告させていただきます。

令和4年第3回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出し、6月10日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月30日午後3時より、議会事務局において総務文教常任委員会を開催しました。委員全員、職務のため議会事務局長、議会事務局の出席があり、今後の活動内容について審議いたしました。

審議の内容は3つの項目です。通学路の危険箇所について。2番目に、教育委員会との関係について。3番目、交通対策についての3点です。

また、委員会閉会中継続審査の申出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要することを決定しましたので、会議規則の規定により議長に申出をしました。

以上で総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長、佐藤徹君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

〔建設厚生常任委員長 佐藤 徹君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（佐藤 徹君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続審査について報告させていただきます。

令和4年第3回定例会において、建設厚生常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月10日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月24日、建設常任委員会を招集し、午前10時より議会事務局において委員4名と議長、職務のため議会事務局の出席がありました。

委員のメンバーも新しくなり、今後の活動予定として、村内の危険箇所の確認、観光協会との懇談会、視察研修、議員の災害訓練について協議をしました。

また、今後も継続調査を要することと決定しましたので、所管事務の調査について、会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に申出いたしました。

以上で建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第3回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、6月10日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月13日午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催しました。議長及び議会事務局長、議会事務局、委員全員の出席があり、その後、20日までの8日間において、

どうし議会だより第55号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、完成することができました。

6月28日、印刷が終了し、7月1日、各自治会長において配布していただきました。

7月12日午後2時より、甲府の自治会館において町村議会広報研修会があり、委員全員で出席しました。

8月26日午後1時30分より、議会事務局室において、議長、議会事務局長、議会事務局、委員全員にて、どうし議会だより第56号のレイアウトや掲載する内容、日程について報告いたしました。また、引き続き3時より、より読みやすい議会だよりを目指して、構成を担当している香西さんに加わってもらい、意見交換を行いました。

また、委員会の閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申出いたしました。

以上で広報常任委員会の継続調査の報告とします。

○議長（出羽和平君） 資格審査特別委員長、杉本孝正君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔資格審査特別委員長 杉本孝正君 登壇〕

○資格審査特別委員長（杉本孝正君） 資格審査特別委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和4年第3回定例会において、資格審査に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月10日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月30日午後1時30分より、道志中央公民館2階会議室において、委員7名と議長、職務のため議会事務局の出席がありました。

また、8月22日、8月26日午前10時より、やまゆりセンターふれあいホールにおいて委員会を招集し、委員8名と議長、職務のために議会事務局長2名の出席がありました。

審査事項は、議員の資格決定の件についてです。

以上で資格審査特別委員会の閉会中の継続調査について報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第5番議員、佐藤喜章君及び第6番議員、白井勝光君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から16日までの11日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの11日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は2名です。

---

#### ◇ 池谷銀重君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、第3番議員、池谷銀重君の発言を許します。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 3番、池谷銀重君。

〔3番 池谷銀重君 登壇〕

○3番（池谷銀重君） 質問に入らせていただきます。

本日、最初の質問は、法律を無視して議員が道志村との請負関係になれてしまう、そんな議会になるのか、それとも法律を遵守できる議会でいられるのか、瀬戸際です。多くの傍聴人の方が来ていますので、説明を兼ね、時間切れ覚悟でやらせていただきます。

質問事項1、村との契約について。

兼業禁止の契約について伺います。

地方自治法92条の2で議員の兼業禁止が定められ、個人請負（営利的、継続的契約）は金額の多寡に関係なく兼業禁止に該当すると解されています。6月30日の資格審査特別委員会において、総務課長より、道志村ではこの程度の契約金額だと議員の兼業禁止に当たらない

と説明があり、後日確認したところ、令和4年7月1日の管理職会議で、村と契約している土地の賃貸借については請負に該当しないとしてきた村の方針の確認をしたと回答がありました。

地方自治法で制定された法律を道志村役場管理職会議でどのように方針を確認したのか、また、その根拠とその効力とを村長にお伺いします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員の資格審査特別委員会で審議されていた土地の契約は、立法趣旨に反するおそれがないものとし、請負には該当しないとしてきました。地方自治法第92条の2の規定は、普通地方公共団体の議会の議員が当該地方公共団体との間において特定の利害関係に立つことを禁止し、議会運営の公正と事務執行の適正を保障しようとすることを目的として定められたものであるため、請負に該当しないと解釈し、そのことを管理職会議でも確認しております。

以上です。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 村長が言っているのは、土地賃貸のほうじゃないですね。土地賃貸借も、これ92条の2に該当するんですね。これ、地方自治法を理解している人だったら誰でも分かるんです。これ、違反者1人かばうために法律をねじ曲げ、多くの人にも間違っただ判断をさせるような状態はいけないと思います。

6月30日の議員の兼業禁止について質問したところ、村長の決裁の書類で頂きました。ということは、総務課長が一連の説明していることは、最高責任者である村長の考えであると、指示であるということが明確なんですね。道志村では、地方自治法の法令を無視して、昔からやっていたことだからこれからはいいんじゃないかという方針を管理職会議で確認したと言っているのと変わらないです。

昔は合法でも今は違反なものもたくさんあるし、今回のことは、皆さん無知ただけです。間違いに気づいたら訂正する。執行部も議員も知らなかったでは済まない、そういう責任があるんです。

ちなみに、道志村と全く同じ事例で、高知県の馬路村では、執行部がしっかり調査して議会に報告し、該当する議員が失職しているんです。これは後でまた紹介します。

村長、総務課長が地方自治法を理解できないような人間だと思いますか。そんなことはないんです。その総務課長が我々が調査しているその席で全く法的根拠のない説明をする。選挙管理委員会でも、この件が議論されたときに、事務局長である総務課長が道志では問題ないんだと止めてしまった、そんなふうに議員が言っているんです。なぜでしょうか。

私たちは、道志村へどんな指導したか県に聞きました。営利的な賃貸借契約は地方自治法に抵触すると指導したということです。市町村課では、営利的な請負は禁止と書かれた書類を道志村選挙管理委員に出したと言っています。総務課長も受けた資料と全く逆のことを主張している。理由は、村長の指示なのか、自らの解釈なのか、これ、どちらにしても大きな問題なんですよ。

村長、職員は村民のための大事な人材なんです。このような使い方は抗議します。パワハラに当たる可能性もあります。

問題になっている議員の行為について説明します。3つの疑惑があったんですが、審議中に確かな証拠、法律で証明できるものが2つ見つかりました。

1つ目、議員になる前、一昨年、おとし3月に、村に土地を貸して貸賃をもらえる契約をしている。契約は有効ですが、議員に当選した5日以内に村と請負関係を有しなくなった旨の届けを道志村選挙管理委員会に出さなければいけない。出していないので、公職選挙法104条に抵触し、失職と書いてあります。知らなかったでは済まされません。

2つ目、昨年4月、議員任期中に2か所目の営利的な土地賃貸借契約をした。地方自治法92条の2の兼業禁止、請負の禁止に抵触します。

再質問に入ります。

7月1日に管理職会議に出席した村長、総務課長以外の管理職6名全員に聞きます。恐らく出席した課長さんたちは納得していないと思います。三役に対しては大きな問題です。

再質問に入ります。

地方自治法で議員が村との営利的な土地賃貸借契約を禁じていることを、管理職会議では、道志では抵触しない、昔からやっているからいいんだということを確認した、このことに対してどう考えるのか。

2つ目、このことについて執行部としてしっかり調査すべきと思うが、副村長、教育長、それと各課長、よろしくお願いします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 副村長、山口晃司君。

〔「後にして、村長の次に」「どっち」「副村長に聞いています」「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 副村長、山口晃司君。

○副村長（山口晃司君） 地方自治法92条の2について、請負の禁止を条文として定められています。今回、議員がおっしゃられている内容につきましては、営利目的でない、それから継続的なものではないというふうに考えております。行政の執行上、村のほうからお願いをして協力していただいたというような事案かと考えております。

以上です。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） この案件については、営利を目的とした請負には該当しない、そのように理解しております。

以上です。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長。

○教育課長（佐藤万寿人君） ただいまの議員の質問に対するお答えですけれども、7月1日の管理職会議で、総務課長からただいま村長がお答えしたような内容で説明がありました。そのときには、他の自治体の例もたしか説明があったと記憶はしております。その説明を聞いて、これが道志村で出した答えであるなというふうには認識をいたしました。

以上です。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 管理職会議におきまして、総務課長から村長が説明したような内容の説明がございましたので、村としての判断であると私も理解しております。

以上です。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 7月1日の管理職会議におきまして、総務課長よりこの件につきまして説明を受けました。そのときには、説明を受けた内容について、これが村の判断であるということで認識をさせていただきました。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、山口かおり君。

○ふるさと振興課長（山口かおり君） 7月の管理職会議において、総務課長から、土地の賃貸契約については請負に該当しないとの説明を受けております。担当課で様々な角度から解釈し、役場としての判断を出したものと認識しております。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 村の判断だとみんな言っているけれども、皆さんも村の執行部というか、動かしている一人なんですよ。総務課長が言ったことに全て傾いてしまうのかと心配になりますね。

副村長、何年公務員やってきたんですか。村からのお願いだからいいなんていうことがどこにあるんですか。これ、大きな問題ですよ。経験を生かしてアドバイスしたいんだと言っていましたよね。地方自治法、みんな見れば理解できるんです。村の方針なんか関係ないんですよ。これは地方自治法に反しています。

それで、先ほど誰か違う自治体の話をしていました。多分大川村です。大川村でそういうふうに決めて、村でそういうことができるんだということを総務課長言いました。調べました。全く違っています。しっかりと県の指示を受けて、それで法令の条文に違反しない限りにおいて決定しています。ただ分かりやすくただけです。地方自治法が分かりにくいので、分かりやすくしたんです。

村長、こんなこと村長主導でやっているなんて、村のためとかの問題じゃないんです。その辺をよく理解して、もう一度みんなで話し合っ、議会のほうへ報告いただきたい、私はそんなふうに思っています。

先ほど言った高知県馬路村、人口800人だそうです。2018年、マスコミに取り上げられて、ネットにも載っています。今回の道志村の件と全く同じことで議員が失職しています。去年、一般質問で、議員が村に貸している土地賃貸借契約は兼業の禁止に該当するのではないかと質問され、執行部でしっかり調査して、地方自治法92条の2に該当するというので、公職選挙法104条の規定で失職しました。道志村の執行部にもこれから期待をしたいと思います。

この後、資格決定の採決がありますが、特別委員会の委員長、マスコミの取材に対して、本会議でもよく検討してほしいと言っています。結果次第で日本中に恥をさらさないように

したいものです。今日、大勢の方が見えています。自治体においてコンプライアンス違反が非常に多いということで、村長、問題になっているんですよ。

村長、再々質問、最後の質問です。

この議員と村の土地賃貸借契約については、早急に執行部として調査するべき、そして報告をしていただけないでしょうか。どうでしょうか、村長。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） その前にいろいろ前置きを けれども、前置きは、いろんな人間の考え方もあるんです。ただ、前置きのことは私は全然分かんないです。ただ、分かっているのは、この案件に対して兼業に触れていないと、そういう結論を私は出しました。だから、それが間違っているかどうかということは、何と言っても法律ですから、人の考えじゃなくて、私はそういうふうに解釈しています。だから、日本中に何を触れるか知らないですけども、そういうことは議会に言っても、何かピントがずれているような気がします。ここは道志村の議会ですから、道志村のことを議会で知った人は議会として頑張ってもらいたいなど、こう思っております。

以上ですけども、いずれにしてもこの件は兼業に該当しないと、そういうふうに解釈していますので、よろしくをお願いします。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重議員。

○3番（池谷銀重君） ピントがずれているのは村長であって、そんなことで役場の職員を惑わしているんですか。全国にというのは、これ自然に流れます。私が流すんじゃないです。いっぱい流れているじゃないですか。どうか皆さんでもう一回話し合ってほしい。これ総務課長にも聞きたかったけれども、聞けません。総務課長の考えじゃないんです。

この件に関しては終わらせていただいて、質問事項2に入ります。

時間的にないと思うんで、道志村移住支援センターについての3番、週末別荘について聞きます。

「道志村に移住者を呼ぼう！④」に、空き家バンクは週末別荘として使う方が何件か決まりましたとありました。道志不動産では別荘貸しをしています。これは営利目的だと思いますが、道志村空き家バンク制度では、登録物件の営利を目的としたご利用は対象外となりま

すとあるが、週末別荘は営利が目的ではなく、村でも承知して貸しているのかをお伺いします。

○議長（出羽和平君） 村長。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員さんの質問は、この中で週末別荘についての質問ですね。

[「はい」という声あり]

○村長（長田富也君） 道志不動産が営んでいる貸別荘は、空き家バンク制度が取得した物件でなく、村でも、自らの営みである不動産業と村が委託した移住支援センター業務はしっかり分けて業務を行うよう指導しております。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 課長のほうにちょっと聞きたいんですけども、委託料とか払っているのか、また、この別荘にしているって、週末の別荘にしてしまうって、これ本当の話なんですか。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、山口かおり君。

○ふるさと振興課長（山口かおり君） 空き家バンクの土地を購入し、この令和4年度になってから二地域居住を始めた世帯が4世帯あります。広報に掲載されました週末別荘という文言については、二地域居住者のことを指しております。ですので、本当かどうかということについては、本当のことです。二地域居住者のことを指しております。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 2か所というのは移住者じゃないよね。移住者支援でしょう。この辺、ぜひ間違わないでやってほしいと思います。

この件に関しては、また協議会のほうでお願いします。

質問事項3に入ります。公共交通について。

高齢者の公共交通について。

今年2月から実施している道志村福祉タクシー利用補助券事業では、事業対象者からは、いい制度をつくってもらってありがたいとの声を聞きました。一方、この制度では、利用できない高齢者がいます。制度的に村でできないのであれば、社会福祉協議会に村で補助金を出し、高齢者、おおむね75歳以上の方なら誰でも利用できるような事業を実施できないか、お伺いします、村長。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

社会福祉協議会では、ボランティアの協力を得て、独居高齢者、高齢者世帯、日中独居高齢者の方々を対象に、医科診療所に送迎サービスを週2回実施しております。福祉タクシー助成事業も今年度から実施しておりますので、当面の間はこの事業を利用いただきたいと思います。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） こうしたソフト面の事業が成功すると、すばらしい村だと言われるし、村長の評価も上がるんじゃないかと、そんなふうに思います。ハードルは高いと思うんですけども、今後の課題にぜひしていただきたいと思います。

最後に、教育長、とんでもない話を言ったんですけども、子供の前でうそをつけますか。その辺をよく考えて、村長のほうに苦言を呈すとか、そういうことはぜひしていただきたいと思います。それから、副村長、しっかりしなさい。

以上で一般質問を終わります。

○議長（出羽和平君） 答弁者については周り当番とします。

通告1番、池谷銀重君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 佐藤光栄君

○議長（出羽和平君） 次に、通告2番、第1番議員、佐藤光栄君の発言を許します。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 1番、佐藤光栄君。

[1番 佐藤光栄君 登壇]

○1番（佐藤光栄君） 一般質問に入らせていただきます。

日頃、役場職員の皆様には、村政に対しご尽力いただきありがとうございます。9月定例会において、次の2点の質問をいたします。

まずは選挙公約についてでございますが、村長3期目選挙公約について伺います。

昨年7月、村長選挙に幾つかの公約を掲げましたが、その進行状況を教えてください。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 失礼します。お答えします。

確かに昨年の7月ですか、前は必要な公約を私が申し上げましたと思います。考え方は、安心・安全で豊かな村づくりの実現のため、幾つかの公約を挙げてきました。中でも私は、交通網の整備など、地域の強靱化対策を重点事項として位置づけ、村民の皆様には訴えてまいりました。私が3期目就任以降も、これらの公約を山梨県と協力しながら取り組み、月夜野野原トンネルにおいては、今年度着手を決定し、県道都留道志線の防災トンネルを含むバイパス事業は、予備設計を進めております。事業化を目指すところまで来ております。

また、国道413号の危険箇所の対策工事については、その危険箇所の対策においては、量が130ミリ雨が降ると通行止めになる、そのことを解消しようと努力しました。県への要望が実現し、昨年7月20日より雨量による通行規制が解除されるなど、着実に進んでいると考えております。

その他、教育、医療、福祉、いろいろ、子育て、ありますけれども、着実に公約を達成していくよう、皆様のご協力をいただきたいと思います。と考えております。

3期目でちょうど1年たったところでございますので、あとまだこれから頑張って公約を少しでも実現していくよう努力します。

以上です。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 公約に挙げた月夜野トンネル、県道道志都留トンネル危険箇所防災工事については、過去の一般質問でほかの議員が聞いており、進行状況は分かっていますが、ほかの公約で、子育て支援員の導入、キャリアサポート支援制度の導入、SDGs、源流都市宣言はどういったプロセスで行っているのか、村長に伺います。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員さんの質問に対してお答えします。

今、質問、お答えしたように、ちょうど1年ちょっとたったところでございますので、いろんなことを管理職会議なんかでやっていただくよう検討して努力しておりますので、もうしばらくよろしくお願ひしたいと思ひます。進んでいることは進んでいるんですけども、やはり日が浅いですから、よろしくお願ひします。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 3期目、1年が過ぎて、ぼちぼち何かをやっているようには聞こえますけれども、公約は長田村長が掲げたもので、長田村長の公約に対しての考え方を示して、役場内で公約のやり方、効果、事業費、条例等を検討していくものだと思いますが、副村長、教育長には、公約実現のために村長からどのような指示を受けているか、副村長、教育長、それぞれに伺います。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 副村長、山口晃司君。

○副村長（山口晃司君） 村長からの公約の指示ということですが、これに対しましては、昨年の選挙の当時、村長がマニフェストとして出したもの、これについては、私個人としては承知しております。その中で、事業実施するに当たっては、やっぱり予算づけが結構重要なことなんです、その折に村長から各担当課に指示を出しながら、事業のほうへ予算づけをしているところです。

それから、実施の状況の検証については、いろいろ各種計画はあるわけなんです、その検証をしながら、進捗状況をそれぞれ確認しているという状況でございます。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 村長の公約については、文科省の示す趣旨に従いましてまた現場の現状、それから要望等を把握した上で、村長の公約が実施できますように、逐一その状況について村長に相談しながら進めておるところでございます。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 選挙公約は村民との約束です。公約実現に役場職員としっかり検討し、村民にも示していただきたい。今後も長田村長の公約をチェックし、村民との約束を守れるか注視していきます。

では、次の質問に移ります。

役場庁舎建設についてでございますが、道志村役場庁舎建設推進委員会の意見について伺います。

現在、敷地造成も完了し、庁舎建築の設計を進めていると思いますが、6月17日に道志村役場庁舎建設推進委員会が開催され、委員からの意見がありました。その意見は村長に報告されていると思いますが、村長はどのように意見を反映していくのか、村長に伺います。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 庁舎の件で議員さんが建設委員としていろんな要望というか、意見をおっしゃっているということは聞いております。私のほうも責任上、どうしてもしっかりと庁舎が出来上がる、ちゃんと村民の皆さんが便利に、また気軽に来られる役場を造りたい、それを一生懸命頑張っております。また関係者の皆さんとも相談しながら、それを進めております。

決して知らないとかそういうことはないんですけども、委員の皆さんからいただいた貴重なご意見は、庁内検討会において再度内容を精査するよう指示しているところであります。

それ以外に、役場庁舎建設状況の周知についてですけれども、広報どうし、令和4年1月号において、敷地造成計画や建物配置計画をお知らせし、今月9月号の広報どうしでも、間取りや外観イメージを掲載させていただいております。

今後も必要に応じて広報どうしでご報告させていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。そういうわけで、しっかりと村民の皆さんにもご報告をしているつもりです。よろしくどうぞ。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） その周知については、後の質問で出てくると思いましたが、私が言っているのは、庁舎建設推進委員会の意見のことを聞いているのであって、先日、庁舎建設推

進委員会を開催しないのかと質問したところ、村長より、必要があれば開催するとの回答がありました。

村長は、役場庁舎の建設に関することを検討してくれと庁舎推進委員会の委員を委嘱したのに、推進委員会の最終的な説明がないまま入札を行っています。村長が設置した庁舎建設推進委員会を無視して進めるものはいかなるものかと、また、必要があれば開催するとの回答は、庁舎建設推進委員会から開催してくれと申し込まれれば開催するのか、役場サイドで開催の必要かどうかの判断をするのか、村長に伺います。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 先ほど説明しましたとおり、やっていることを全て村民の皆さんにちゃんと報告しておりますし、また、必要とあらば建設委員会を開いてもらうと思うんですけども、私の考えは、建設委員の識者を含めて役場庁舎のスタッフを500人、しっかりと。例えば、同じような方の考え、新しくできた役場、例えば早川とか敷島とか、その辺のところを建設委員の皆さんと一緒に行って、そこの町長さんにもしっかり説明していただき、こういう庁舎ができればいいなど、そういうことは進めていたと思います。

また、その後、建設委員会も多分開いたんじゃないかなと思っておりますけれども、決して委員会を無視してとか、開かないとか、そういうことを考えたことはないです。ただ、二、三年前からコロナの案件があって、やっぱり委員会を開く状況がなかなかできないで、文書とかそういうもので大体のことは報告してあるとは思っております。

建設委員会は、私の考え方は、役場はどうしてもそんな 固まりみたいに村民の皆さんが使いやすい、役場へ行きやすい、そういう役場に、外観も含めて、外観は道志村の象徴である外装を造りたい、そういう考えで、基本的には庁舎の職員の 職員の皆さんがこれから庁舎を大分使っていくわけですから、多くの意見をその中から取り入れて、そして、業者と一緒に研究して、そして、いい建物ができるように、そういう思いはずっとしてきたつもりです。

だから、私がどうこうというよりも、ちゃんと職員の皆さんが理解して、私はそれが一番いいと思います。それはなぜかと言ったら、簡単なことを言うと、1軒のうちで家を造るとすると、家は施主の考え方、そしてそこで働く者がいかに住みよい、暮らしやすい、そういうものができるか、だから職員の意見が私は重要じゃないかと思うんで、最初からそういう考えで進めてきました。決して建設委員の人を、大変だから建設委員会の人を替えなきゃな

と思ったとか、そういうことは全然考えていないんですけども、そこでやるべきことはしっかりやってきていると、私はそういうふうに思っています。よろしくお願いします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 村長の認識とすれば、建設推進委員会は適切にやっているという認識だと思いますけれども、ちょっと我々議会の中から2名は建設推進委員ですが、前回の委員会で出た意見がどうなったかの説明も受けていませんし、議会へはまだどんな庁舎が建つかの説明がありません。この状況を庁舎建設推進委員会委員である副村長はどう思っているか、副村長に伺います。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 副村長、山口晃司君。

○副村長（山口晃司君） 新庁舎の建設検討委員会でございますが、これまでで6回の開催をさせていただいています。先ほど指摘がありました委員会に諮らないで入札を行うようなことは、私も就任して1年、ちょうど1年ぐらいになりますか、その中で3回の実施をしております。近くは6月17日、それからその前は6月3日、それから令和3年11月、私が就任してから3回の委員会を開催しまして、事業の進捗、あるいは説明をさせていただく。そのときいただいたいろいろな問題等がございます、もっと早く何で開かないんだというような指摘も頂戴しました。

これにつきましては、先ほど村長が説明したとおり、庁内の建設検討委員会を開催する中で、詳細を煮詰めた上で開催、それから、コロナの影響もございまして、なかなかできないというようなこともございまして、そんな中で、コロナが落ち着いた昨年の秋からは、3回は実施させていただいて、委員会のほうへも説明させていただく。

それから、議会への説明でございますが、まずは委員会の皆さんが、これまで議会でも数回、私が就任してからも、記憶の中では2回ほどございますが、今回の発注に付すというようなことございますので、担当の総務課長のほうから詳細についての説明があらうかと思えます。そんなところでございます。

以上です。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） いずれにしても、建設推進委員会なんていうのは名ばかりであって、

やった、やらないの問題ではなくて、その以前に、学校建設のときなんかは、推進委員会を何回も開催して、村長の意見、学校の意見、委員の意見を検討したと当時の委員に聞きましたが、役場庁舎は、委員会を数回しか開催されず、議会にも報告がないまま入札が行われるのはおかしいと思います。

この件に関しては以上ですが、次の質問に移りますが、役場庁舎建設進行状況の周知については、先ほど村長が9月の広報に掲載してありますということで、質問は省かせていただきます。

次の質問に移ります。

建物の入札についての質問ですが、道志村役場庁舎建設工事は、令和4年8月10日に道志村公告第6号で一般競争入札が公告されていますが、内容は、建築主体工事、昇降機設備工事、電気設備工事、機械設備工事ですが、分離発注をしない理由を村長に伺います。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 当然のことながら、分離発注のことも検討してまいりました。結果、比較検討の結果、いろんなことが重なるわけですから、大きな金額の差が発生したため、一括発注を考えております。

以上でございます。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 一括発注では経費が違うということですが、分離発注にした場合には、村内業者も入札に参加するチャンスがあるかと思えます。村内業者が受注することにより、仕事ができる経済効果の底上げにつながるなど、大変いいことだと思いますが、その辺はどう考えますか、村長に伺います。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） その辺のところは、村内業者のことについては、議員さんがおっしゃるとおりだと思います。きっと一つしかない業者が請負をすると思うんですけども、そんな中で、そういう話もできれば数年単位で参加したいんだと。業者でないんですけども、数年がいいなと、そういうふうに思っています。 になればきっとできる業者もいると思いますので、その中でやればいかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問ですが、公告第6号の中に、参加資格に山梨県富士北麓・東部地域に本社があり、特定建設業の資格を有し、経営事項審査の建築一式の総合評定値が900点以上とありますが、これに該当する業者はこの地域に何社あるか、また、村内に何社あるか、また、この地域に営業所や事業所を置いている業者とあるが、本社とした理由を伺います。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員さん、その件については、総務課長がしっかり勉強しておりますので、総務課長のほうからお願いします。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） それではお答えします。

900点以上というところのご質問で、富士北麓・東部で何社くらいあるかというご質問がまずあったかと思えます。その点については、検討を始めた時点で十数社だと思います。ただ、点数の更新とかをするタイミングが、決算時期も事業者によって1年中違うと思いますので、我々が公告した時点で自らの評定表をもって申請に来られるので、十数社、10社前後ではないかということは予想されておりました。

そのほかの質問で、本社をなぜこの地域限定にということ、すみません、その前に、村内にあるかどうかというところのご質問があったかと思えますが、900点以上持っている建築業の村内業者は、その時点ではゼロ社でした。1社もありませんでした。

また、本社をその地域限定とした理由については、やはり最終的なメンテナンスとか、庁舎については50年使っているような公共の建物でございますので、メンテナンス等を考慮して、本社を近くにあるところに限定させていただいたところでございます。

以上です。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 言い訳すればいくらかでも言い訳はできます。素直に受けます。

入札については、村内業者にできる仕事は、できるだけ村内業者を参加できるようにしたほうがいいのではないかと思います。そういう機会をなるべく与えていただきたいと思います。コメントいたします。

以上で一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告2番、佐藤光栄君の一般質問を終わります。

---

◎佐藤喜章議員の資格の決定についての上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第5、佐藤喜章議員の資格の決定について議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、佐藤喜章議員の退場を求めます。

〔5番 佐藤喜章君 退場〕

○議長（出羽和平君） それでは、議事を進めさせていただきます。

本件について、資格審査特別委員会の委員長報告を求めます。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正委員長。

〔資格審査特別委員長 杉本孝正君 登壇〕

○資格審査特別委員長（杉本孝正君） 資格審査特別委員会報告。

佐藤喜章議員の議員資格の有無につき、次のように決定する。

決定、地方自治法第92条の2の規定に該当し、議員資格を有しない。

審議事項、地方自治法第92条の2の規定する議員の兼業の禁止に該当するか審査。

令和3年12月8日、佐藤光栄議員、池谷銀重議員、佐藤徹議員、佐藤進議員の4名により、資格決定要求書が提出され、令和4年1月14日、第1回臨時会において資格審査特別委員会を設置し、1月30日から8月26日まで、8回の委員会を開催しました。

資格審査の結果は、地方自治法第92条の2の規定に該当し、議員資格を有しない。

審査内容として、佐藤喜章議員の配偶者が経営する1級建築士事務所佐藤設計企画の業務に専従者として携わり、道志村の契約業務に対して設計や現場確認を自ら行っていた。このことが地方自治法第92条の2の規定に該当条件の検討。地方自治法第92条の2は、議員が村に対し請負をする会社等の取締りになることを禁止している。これは、議員が村と利害関係に立つことを禁止し、議会運営の公正と事務執行の適正を保障しようとするものである。

地方自治法第92条の2に該当するかどうかの判断に当たっては、喜章議員からの答弁書、本人への聞き取り調査、請負の実態調査等で審議を行った。個人経営である配偶者が経営す

る1級建築士事務所佐藤設計企画の一従業員である佐藤喜章議員の検証。

地方自治法第92条の2の条文は、次のとおりである。普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員、若しくは監査役、若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

個人経営である配偶者に対し支配力や影響を及ぼしているか検討。逐条地方自治法の解釈の抜粋。普通地方公共団体の議会の議員の配偶者や子弟の請負をするということも本条に該当しないと思われるが、しかしながら、実際において、議員がこれら配偶者や子弟の請負について実質的な支配力を及ぼし、全く配偶者、子弟の請負は名目のみで、実質はその議員が請け負っているのと何ら異ならないような場合もあり得るのであって、このような事態も本条の趣旨から極力避けられなければならないことであり、実際の運用において注目されなければならない点とある。

また、5月24日審議中において、役場との土地の賃貸借契約の存在が明白になり、このことも兼業の禁止に該当のおそれがあり、審議内容に追加しました。

相続の賃貸借契約については、令和2年3月31日、令和3年4月1日に再契約、令和2年の賃貸借契約は議員になる前のため、公職選挙法104条にも抵触していると思われるので、審議しました。

審査の経過及び結果ですが、喜章議員により答弁書、1級建築士事務所登録通知、建築士事務所登録申請書の提出があり、審議。役場より請負に関する資料を提出してもらい実態調査、喜章議員からの聞き取り調査。土地の賃貸借契約等が地方自治法第92条の2の規定に該当し議員資格の有無の審査を行い、起立採決の結果、賛成多数により議員資格を有しないことと決定しました。

これをもちまして、資格決定特別委員会の委員長報告とします。

○議長（出羽和平君） 資格審査特別委員長の報告が終わりました。

これから資格審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」「討論あります」という声あり〕

○議長（出羽和平君） これから討論を行います。

まず、委員長から提出された資格決定書（案）に反対の議員の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（出羽和平君） それでは、反対の発言者がいないので、賛成の発言を許します。

〔「はい、議長」という人あり〕

○議長（出羽和平君） 4番、佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） それでは、私は、資格なしに賛成の立場で討論いたします。

私たち村民生活の最低限のルールは、法を守ることです。また、私たち議会議員は、法律、条例、規則等を守りながら地方自治を進めております。その根幹とも言える地方自治法に抵触していることを村議会がよしとするようなことがあれば、議会として、また議員として、責任を放棄していることとなります。

喜章議員は、配偶者が経営する1級建築士事務所佐藤設計企画室の業務に専従者として携わり、道志村との契約業務に対して設計や現場確認を自ら行っていた事実は、道志村情報公開条例に基づき入手した資料で確認できております。また、佐藤設計企画室を経営する配偶者は、建築士の資格はなく、配偶者の請負が名目のみで、支配力や影響力から見て、実質的に当該議員が請け負っているのと異なる事実であり、兼業禁止に該当します。

また、喜章議員の資格審査審議中に発覚した道志村との土地賃貸借契約が2件ありました。議員になる前の令和2年3月30日の契約は、公職選挙法104条の規定によると、当選の告知を受けた日から5日以内に地方自治法第92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届出しないときには、その当選を失うとあります。喜章議員は、届出をしていませんでした。高知県の馬路村では、同じ件で議員失職した実例もあります。

議員任期中の令和3年4月1日の契約は、地方自治法第92条の2の兼業禁止に抵触しています。営利的な目的で契約しているものは、必ず地方自治法に違反しているものでありますが、先ほど村長が、法律を無視し、道志村では兼業禁止に当たらないと言いましたが、道志村で決めれば法律を無視し人を殺しても許されるのか。そんなことはありません。皆さん、しっかりした判断をお願いします。

議員の皆様、地方自治法が議員の兼業を禁止した趣旨というのは、議員の公正な職務の執行を確保し、議会運営の公正を保障することであり、村民から信頼される議会議員として職責を全うするには、証拠書類、法律、判例等をしっかり調査し、良識ある判断を勇気を

持って行ってください。

この後、採決が行われます。法律に抵触していることをよしとした議員は、ここにいる村長をはじめ役場職員、傍聴の皆様、また村民から、法律を守れない資格なし議員と判断されるでしょう。このようなことのないよう、良識ある判断をお願いします。

以上、資格なしに賛成の立場での討論を終わります。

○議長（出羽和平君） 反対の討論はありますか。

[発言する者なし]

○議長（出羽和平君） 賛成の討論はありますか。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 8番議員、佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 私は、資格なしに賛成の討論をいたします。

資格審査特別委員会が9回開催され、法律や他の市町村での資格審査の判例等を基に審査を行いました。今回の資格審査を行う上でいろいろと調査したところ、佐藤喜章議員は道志村と土地賃貸借契約を2件締結していることが判明しました。

1件目は、令和2年3月31日に土地賃貸借契約をしており、その後、令和2年4月27日に議員の当選告知がありました。公職選挙法104条で、当選通知後5日以内に地方自治法第92条の2または第142条に規定する関係を有しなくなった旨の届出を選挙管理委員会にしないときは、その当選を失うと規定しています。提出することとなっているにもかかわらず、佐藤喜章議員は提出していません。

高知県馬路村では、議員になる前に村との土地賃貸借契約を締結していた議員が、公職選挙法104条の当選告知後5日以内にこの届出を提出してなく、議員資格審査により資格なしとなり、失職しています。この判例は、佐藤喜章議員が公職選挙法第104条を怠ったのと同じ判例です。

2件目は、令和3年4月1日に土地賃貸借契約をしており、現職議員での契約です。議員の兼業禁止が地方自治法第92条の2で定められており、普通地方公共団体の議会の議員は当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、若しくは監査役、若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないと規定されており、佐藤喜章議員は道志村との土地賃貸借契約を議員の立場で締結しているため、地方自治法第92条の2の請負をする者と解される。

1件目の道志村との土地賃貸借契約は公職選挙法104条に該当し、2件目の道志村との土

地賃貸借契約は地方自治法92条の2に該当することから、佐藤喜章議員は議会議員の資格なしと判断します。

最後に、議員の皆さん、抵触していた場合、我々は知らなかったでは済まされない立場にあります。厳しく判断しなければならないと思います。法律を守れない人は議員の資格はありません。採決の前にいま一度公職選挙法第104条、地方自治法92条の2について考えていただき、議会議員としてあくまでも議会に対する住民の信頼をきちんと得るために、法律、条例等を守り、責任ある議員活動を行うとともに、道志村議会として恥じない判断をしっかりとしていただきたいと思います。

以上、資格なしに賛成の討論とします。

○議長（出羽和平君） 反対討論はありますか。

[発言する者なし]

○議長（出羽和平君） 賛成討論はありますか。

[発言する者なし]

○議長（出羽和平君） これで討論を終わります。

これより佐藤喜章議員の資格の決定について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、資格決定書（案）のとおり、議員の資格を有しないとするものでした。議員の資格を有しないとする決定については、地方自治法第127条第1項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とします。出席議員は9名であり、その3分の2は6名となります。

本件は、委員長報告の決定書（案）のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

[「ええ、おかしいんじゃないか」「委員長どうした、委員長」「委員長、報告と違うじゃないか」という声あり]

○議長（出羽和平君） ただいまの起立者は4名、出席議員の3分の2に達しません。

したがって、佐藤喜章議員の資格の決定の件については、議員の資格を有すると決定しました。

着席してください。

---

◎日程の追加

○議長（出羽和平君）　ここで、追加日程第1、佐藤喜章議員の資格決定書（案）作成について、追加日程第2、佐藤喜章議員の資格決定書（案）について議題とします。

---

◎佐藤喜章議員の資格決定書（案）作成について

○議長（出羽和平君）　追加日程第1、佐藤喜章議員の資格決定書（案）作成について議題といたします。

資格決定書（案）の作成について、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　異議なしと認めます。

本案件について、原案のとおり決定しました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午前11時33分）

---

○議長（出羽和平君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時34分）

---

◎佐藤喜章議員の資格決定書（案）について

○議長（出羽和平君）　追加日程第2、佐藤喜章議員の資格決定書（案）について議題とします。

資格決定書（案）については、お手元に配付したとおりであります。

本案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　異議なしと認めます。

よって、本案件は原案のとおり決定しました。

ここで、佐藤喜章議員の除斥を解きます。

〔5番 佐藤喜章君 入場〕

○議長（出羽和平君）　この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午前11時35分）

---

## 令和4年第5回道志村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和4年9月16日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 報告第 3号 令和3年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び賃金不足比率の報告について
- 第 2 報告第 4号 令和3年度株式会社どうしの経営状況の報告について
- 第 3 報告第 5号 令和4年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書について
- 第 4 議案第42号 人と自然が輝く水源の里づくり道志村応援寄附金条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第43号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第3回）
- 第 6 議案第44号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第 7 議案第45号 令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
- 第 8 議案第46号 令和4年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第 9 議案第47号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第10 認定第 1号 令和3年度道志村一般会計決算の認定について
- 第11 認定第 2号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第12 認定第 3号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第13 認定第 4号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第14 認定第 5号 令和3年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第15 認定第 6号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第16 認定第 7号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第17 認定第 8号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第18 同意第 2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 請願第 1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 第20 発議第 1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での

35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡  
充を図るための意見書

追加日程第1 議案第48号 工事請負契約の変更について（竹之本地区法面工事）

追加日程第2 議案第49号 工事請負契約の締結について（道志村役場庁舎建設工事）

追加日程第3 発議第2号 閉会中の継続調査について

---

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口登美君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	山口かおり君	教育課長	佐藤万寿人君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局書記 佐藤勇樹君

---

### ◎開議の宣告

- 議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。  
よって、これより会議を開きます。

（午後2時00分）

---

### ◎諸般の報告

- 議長（出羽和平君） 議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。  
会期中、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 議会運営委員長、池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

- 議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日午後1時15分より、水源の郷やまゆりセンター2階控室において委員会を招集し、委員4名と議長、職務のため議会事務局、追加議案説明のため総務課長の出席がありました。  
決定された事項は、次の1項目です。  
本日の本会議で、追加議案の取扱いは、追加日程として議題とすること。  
以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

- 議長（出羽和平君） 以上で議会運営委員会の報告を終了します。
- 

### ◎議事日程の報告

- 議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりであります。
- 

### ◎日程の追加

- 議長（出羽和平君） 本日、村長から、工事請負契約の変更（竹之本地区法面工事）について及び工事請負契約の締結（道志村役場庁舎建設工事）について、追加案件が提出されました。また、議会運営委員長、各常任委員会委員長より、閉会中の継続調査についての申出がありましたので、日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1から追加日程第3を議題とすることに決定しました。

---

#### ◎報告第3号から報告第5号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、報告第3号 令和3年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、日程第2、報告第4号 令和3年度株式会社どうしの経営状況の報告について、日程第3、報告第5号 令和4年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書について、村長及び教育長から報告がありました。

村当局より内容の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 報告第3号 令和3年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和3年度道志村一般会計並びに特別会計及び企業会計の決算に伴う道志村健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見書をつけ、議会に報告するものであります。

令和3年度決算に基づく道志村健全化判断比率、資金不足比率について報告いたします。

実質赤字比率については、令和3年度一般会計が黒字決算ですので、算定されません。

連結実質赤字比率については、令和3年度全会計黒字決算ですので、同じく算定されません。

実質公債費比率については、公債費による財政負担の度合いを示す指標になりますが、令和3年度決算では9.8%となり、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率については、令和3年度決算時で、将来負担額が標準財政規模を下回っているため、算定されません。

資金不足比率については、公営企業会計の簡易水道事業、浄化槽事業の2つの特別会計において、令和3年度は黒字決算ですので、算定されません。

いずれの指標におきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回る数値であり、監査委員の意見書においても健全な運営とのご意見をいただきました。今後とも、さらなる財政健全化に向けて努めてまいります。

続いて、報告第4号 令和3年度株式会社どうしの経営状況の報告についてご説明させていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度株式会社どうし第12期、令和3年4月1日から令和4年3月31日の経営状況を報告するものです。

株式会社どうしは、道志村交流促進施設・道の駅どうし、道志の湯、道志村特産品加工施設・豆腐加工施設の3施設の指定管理者として村と協定を締結しており、また、水カフェどうしの運営業務を村から受諾しています。

第12期決算は、売上高2億2,570万円、売上原価1億3,003万5,000円、差引売上純利益9,566万5,000円です。販売管理費及び一般管理費は1億912万2,000円で、営業利益・損失は1,345万7,000円の営業損失となっています。

一方、村からの道志の湯運営補助金670万円、山梨県蔓延防止協力金341万4,000円等の営業外収益が1,372万円、営業外費用10万5,000円となっており、経常利益損失は15万8,000円の経常利益で、各税金を差し引き、当期純利益損失は8万7,000円となっています。

繰越し利益剰余金は、当期期首残高が10万5,000円、当期変動額が8万7,000円で、差引当期末残高は19万2,000円となっています。

なお、詳細につきましては、株式会社どうし決算状況のとおりです。

以上、報告第3号及び第4号のご説明とさせていただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、佐藤万寿人君。

○教育課長（佐藤万寿人君） 報告第5号 令和4年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書の提出についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、道志村教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、議会に提出するものです。

道志村教育委員会が令和3年度に執行した1、教育委員会の活動、2、教育委員会が管理執行する事務、3、教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務について、自己点検・評価を行いましたので、報告いたします。

まず、教育委員会の活動ですが、毎月1回の定例会議を開催し、令和3年度中に、20議案と68件の同意や報告案件について審議を行いました。また、総合教育会議では、令和4年度における道志村の学校教育及び社会教育の方針や教育行政の課題について協議を行い、首長

との連携を図りました。

そのほか、小・中学校への訪問や入学式、卒業式等の各種学校行事、教育委員会が主催する行事や会議等へ出席し、学校の様子を確認するとともに、関係機関との連携も図りました。

教育委員会が管理執行する事務につきましては、道志村教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条に規定されている15項目の事務を管理執行し、令和3年12月定例会において、道志村G I G Aスクールガイドラインを策定しました。

教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務につきましては、小・中学校の新型コロナウイルス感染症の対応として、国庫補助事業により空気清浄器を小学校に4台、中学校に3台追加配備するとともに、リモート授業に対応できるよう、全児童・生徒に1人1台端末用ヘッドセットを購入しました。

また、県で小規模校を対象に実施した先進的教育活動モデル事業を導入し、小学校においては、独自のプログラミング授業の実施やI C Tの活用を図った学び、中学校においては、標準化検査W E B Q Uを活用した実証実験や、いじめ・不登校対策強化に関する総合的な学習における連携・協働など、個別最適な学びと協働的な学びの機会や学力の保障を実現するための取組を行いました。

小・中連携教育の取組については、道志村立小・中学校のグランドデザインに基づき、総合的な学習の時間におけるふるさと学習を対象として、小・中学校の学習内容の系統化を行い、9年間を見据えた教育目標や教育活動の共有を図りました。

学校環境の整備においては、昨年度に引き続き、道志村立道志小・中学校のグランドデザインに基づき、総合的な学習の時間におけるふるさと学習を対象として、小・中学校の学習内容の系統化を行い、9年間を見据えた教育目標や教育活動の共有を図りました。

学習環境の整備につきましては、小学校に村独自のA L Tを採用し、グローバル社会に対応するための外国語教育の充実を図りました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に位置づけられている入学祝金支給事業、高等学校就学に対する助成事業などにつきましても例年どおり実施し、子育て世代の教育に係る費用の負担軽減を図りました。

また、村民誰もが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、毎年、生涯学習、スポーツ、文化芸術の場や機会の提供を行っていますが、令和3年度につきましては、前年度と同様、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため、計画したほとんどの事業を中止せざるを得ない状況となりました。

成人式につきましては、保護者、来賓の入場制限や時間短縮など規模を縮小しての開催となりましたが、事前の抗原検査実施、ユーチューブでのライブ配信など、感染対策を工夫する中で実施いたしました。

総合評価として、教育委員会の活動につきましては、様々な分野で方針や施策を示し、状況を把握しながら適切に判断し、各種事業を行うことができました。

学校教育につきましては、ハード・ソフト両面の教育環境の整備・充実に努めておりますが、一人一人の確かな学力の定着に向け、より一層の努力を図ってまいります。

また、今後は、コミュニティスクールの導入に向け、地域との連携を強化し、さらに小・中連携を深め、道志村ならではの教育スタイルを確立する必要があると考えております。

社会教育、社会体育につきましては、コロナ禍のため、計画どおりの施策を実施することができませんでしたが、状況を適切に判断し、中止や規模の縮小など、適切に運営することができました。

今後は、コロナ禍でも実施できる事業を考え、村民一人一人の文化の向上、体力の増進など、地域の活力を高める取組に一層の努力を図ってまいります。

報告は以上です。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第42号 人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、山口かおり君。

○ふるさと振興課長（山口かおり君） 議案第42号 人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、ふるさと納税により寄附された寄附金を財源として実施する事業の区分を寄附者に対してより分かりやすくするため、また寄附金を有効に活用するため、条例の一部を改正するものであります。

条例改正の内容は、第2条の事業の区分の各号を道志村総合計画の基本方針に合わせ、1、自然環境・生活基盤の整備推進に関する事業、2、産業・地域経済活性化の推進に関する事業、3、教育・文化の推進に関する事業、4、医療・福祉環境の充実にに関する事業、5、運

営・協働の推進に関する事業、6、特に事業の指定はしないに改めるものです。

なお、附則において、施行期日を令和4年10月1日と定めています。

以上が、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金条例の一部を改正する条例の内容です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第5、議案第43号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第43号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明いたします。

令和4年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,308万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ28億9,462万7,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款村税は、個人村民税の賦課確定により19万5,000円の減額、10款地方特例交付金は、交付金の確定により16万1,000円の減額、11款地方交付税は、普通交付税の確定により4,201万3,000円の増額、12款分担金及び負担金は、森林作業道開設講習会参加負担金及び村営住宅敷金負担金で増額、14款国庫支出金は、介護給付事業負担金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費補助金で増額の方、サテライトオフィス改修に充当予定のデジタル田園都市国家構想推進交付金や道路メンテナンス事業補助金等の減額により2,492万円の減額、15款県支出金は、生活困窮者緊急生活支援金給付事業費補助金、保育所等エアロゾル感染症対策強化事業費補助金等の増額により519万2,000円の増額、17款寄附金は、道志森づくり基金寄附金の減等により27万9,000円の減額、18款繰入金は、道の駅どうし高圧設備更新工事に充当するため、道志村公共施設整備等事業繰入金のほか、ふるさと納税充当事業の増額により、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援基金繰入金の増額などで409万6,000円の増額、19款繰越金は、令和3年度決算の確定により3,565万7,000円の増額、21款村債は、小規模治山事業に充当する緊急自然災害防止対策事業債で増額するものの、事業費の変更等により、過疎対策事業債及び臨時財政対策債の発行可能額の確定により減額となり、868万4,000円の減額となりました。

次に、歳出につきましては、本年度の職員数の確定及び人事異動に伴う人件費の組替えのほか、2款総務費において、財産管理費で公共工事等に係る登記事務委託費及び借地料の見直しに伴う増額のほか、政策費で創業支援補助金、移住ガイドブック等の再版等で増額するものの、当初予算において予定していたサテライトオフィス改修工事業の見直しに伴い、5,387万2,000円が減額され5,695万2,000円の減額、3款民生費において、生活困窮者緊急生活支援金給付事業、介護保険特別会計への繰出金、新たに創出された山梨県のエアロゾル感染症対策補助事業により、保育所及び学童保育所に空気清浄機等の整備による増額で502万7,000円の増額、4款衛生費において、国民健康保険診療所特別会計で、医科診療所の医療器具整備等に係る繰出金、新型コロナウイルスワクチン接種事業の予約システム使用料増額などで384万5,000円の増額、6款農林水産業費において、県営農村地域防災減災事業の追加に伴う負担金の増、部材高騰による水路改修工事費の増、山梨県松くい虫等被害総合対策事業で枯損木撤去処理及び調査委託費の増、東神地地区の山梨県小規模治山事業費の増などで1,296万8,000円の増額、7款商工費において、商工会館屋根外壁塗装工事に係る補助金、道

の駅どうし高圧設備更新工事等の増により319万5,000円の増額、8款土木費において、野原地区残土処理場整備事業に係る補償費のほか、村道危険箇所への安全対策に係る事業費の増により841万1,000円の増額、10款教育費においては、職員の減数に伴い人件費が421万6,000円の減額、13款諸支出金において、地方財政法第7条第1項により決算剰余金を公共施設整備等事業基金に積み立てるため8,100万円を増額し、8,062万8,000円を増額することが主な内容であります。

第2条地方債は、事業費の確定により過疎対策事業債1,090万円の減額、臨時財政対策債628万4,000円の減額、緊急自然災害防止対策事業債850万円の増額で、合わせて868万4,000円の減額です。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りします。

議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 令和4年度道志村一般会計補正予算（第3回）は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第44号から議案第47号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第6、議案第44号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）から日程第9、議案第47号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算

(第1回)までの4案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長(出羽和平君) 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長(山口登美君) 議案第44号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,775万9,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款国民健康保険料167万5,000円の減額、6款県支出金16万5,000円の増額、8款繰入金76万2,000円の減額、9款繰越金705万3,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費23万8,000円の増額、2款保険給付費203万6,000円の増額、3款国民健康保険事業費納付金49万3,000円の減額、6款基金積立金300万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第45号 令和4年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2回)についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,252万6,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款繰入金214万1,000円の増額、5款諸収入85万8,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費57万8,000円の増額、2款医業費242万1,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長(出羽和平君) 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長(山口俊一君) 議案第46号 令和4年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)についてご説明をさせていただきます。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億123万6,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、5款繰入金62万6,000円の増額、6款繰越金2万6,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費60万円を増額するものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第47号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,911万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,849万8,000円とするものであります。

主な補正の内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款国庫支出金141万2,000円の増額、4款支払基金交付金2,000円の減額、5款県支出金75万1,000円の増額、6款繰入金232万6,000円の増額、8款繰越金1,462万5,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費8,000円の増額、4款地域支援事業費44万4,000円の増額、5款基金積立金1,400万2,000円の増額、6款諸支出金465万8,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の4案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、4案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号から議案第47号までの4案件を採決いたします。

お諮りします。

議案第44号から議案第47号までの4案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）から議案第47号 令和4年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）、以上の4案件は原案のとおり決定しました。

---

### ◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第10、認定第1号 令和3年度道志村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 認定第1号 令和3年度道志村一般会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第233条の規定に基づき、令和3年度道志村一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

決算内容につきましては、歳入総額25億4,420万7,000円、前年度決算比4.1%の減、歳出総額24億2,029万1,000円、前年度決算比3.4%の減であり、差引額は1億2,391万6,000円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は8,425万7,000円の黒字決算です。

歳入における自主財源比率は25.3%、依存財源比率が74.4%と、依然として依存体質は続いています。

主な歳入状況は、対前年度比で村税4.0%の減、地方消費税交付金7.7%の増、地方交付税13.5%の増、国庫支出金60.2%の減、県支出金20.9%の増、寄附金13.8%の増、繰入金60.1%の減、繰越金18.5%の増、村債4.4%の増となっており、地方交付税やふるさと納税増額による寄附金の増額があるものの、特別定額給付金給付事業補助金や公共施設整備等事業基金からの繰入金の減により、全体で4.1%の減少となっています。

これまで以上に財源確保に努めるとともに、限られた財源の中で最大限の効果が得られる

よう配慮し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の臨時的な歳入やふるさと納税を活用し、各種事業の財源としました。

歳出における目的別歳出状況は、対前年度比で議会費8.6%、総務費30.6%、民生費3.1%の減、衛生費4.8%、農林水産業費10.7%の増、商工費40.9%の減、土木費10.3%の増、消防費31.4%、教育費15.7%、災害復旧費47.2%、公債費3.7%の減、諸支出金215.7%の増となっており、全体で3.4%の減少となっております。

目的別の歳出状況で見ると、総務費で前年度執行の特別定額給付金給付事業により減、民生費で前年度に整備した福祉交流センター改修工事により減、衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業等により増、農林水産業費で山梨県小規模治山事業等により増、商工費で前年度の観光施設改修工事により減、土木費で竹之本地区法面整備事業、村道橋梁工事等で増、消防費で消防職員退職負担金の減、教育費で前年度に整備した感染対策によるエアコン等の整備により減、災害復旧費で林道災害復旧費で減、公債費は過疎対策事業債等の償還終了により減、諸支出金は道志村公共施設整備等事業基金への積立金の増が主な要因となっております。

事業の実施に当たりましては、国からの交付金等や有利な起債を最大限に活用し、財政負担を極力軽減した事業実施を心がけ、優先順位を考えながら行いました。

詳細につきましては、令和3年度決算書、決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和3年度道志村一般会計決算の認定については原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎認定第2号から認定第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第11、認定第2号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定についてから日程第17、認定第8号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についての7案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 認定第2号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は2億7,131万4,228円、歳出総額は2億6,425万9,954円、歳入歳出差引残額は705万4,274円であります。

主な歳入内容についてご説明いたします。

1 款国民健康保険料5,003万7,500円、6 款県支出金1億8,767万7,826円、8 款繰入金2,647万8,328円、9 款繰越金694万4,551円であります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

1 款総務費1,460万5,557円、2 款保険給付費1億4,592万8,889円、3 款国民健康保険事業費納付金6,475万727円、5 款保険事業費494万3,281円、7 款諸支出金3,403万1,500円あります。

なお、詳細につきましては、令和3年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

次に、認定第3号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億1,497万2,258円、歳出総額は1億1,497万2,258円、歳入歳出差引残額はゼロ円あります。

主な歳入内容についてご説明いたします。

1 款診療収入4,598万2,307円、3 款繰入金6,410万5,162円、5 款諸収入99万6,477円、7 款村債90万円、9 款県支出金288万7,000円であります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

1 款総務費7,881万7,902円、2 款医業費1,737万7,540円、3 款施設整備費415万8,000円、4 款公債費1,461万8,816円であります。

なお、詳細につきましては、令和3年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 認定第4号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は9,296万9,279円、歳出総額は9,276万9,279円、歳入歳出差引残額は20万円であります。

主な歳入の内容についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金30万8,000円、2 款使用料及び手数料747万1,040円、3 款国庫支出金880万6,000円、4 款県支出金170万8,300円、5 款繰入金4,895万4,685円、8 款村債2,550万円であります。

次に、主な歳出の内容についてご説明いたします。

1 款簡易水道事業費5,751万4,145円、2 款公債費3,525万5,134円であります。

なお、詳細につきましては、令和3年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 認定第5号 令和3年度道志村介護保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は2億1,378万5,513円、歳出総額は1億9,915万8,650円、歳入歳出差引残額は1,462万6,863円あります。

主な歳入内容についてご説明いたします。

1 款保険料4,870万4,500円、3 款国庫支出金4,308万8,085円、4 款支払基金交付金4,755万円、5 款県支出金2,896万390円、6 款繰入金3,004万9,000円、8 款繰越金1,542万8,638円であります。

次に、主な歳出内容につきましてご説明いたします。

1 款総務費411万7,413円、2 款保険給付費1 億6,895万5,027円、4 款地域支援事業費1,065万7,572円、5 款基金積立金1,120万3,955円、6 款諸支出金422万4,683円であります。

なお、詳細につきましては、令和3年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

次に、認定第6号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は68万660円、歳出総額は68万660円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

主な歳入内容についてご説明いたします。

1 款介護サービス事業収入46万3,590円、2 款繰入金21万7,070円あります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

1 款総務費68万660円あります。

なお、詳細につきましては、令和3年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 認定第7号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1 億1,313万5,461円、歳出総額は1 億1,303万5,461円、歳入歳出差引残額は10万円あります。

主な歳入の内容についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金250万8,000円、2 款使用料及び手数料1,729万2,400円、5 款繰入金6,233万5,061円、8 款村債3,090万円あります。

次に、主な歳出の内容についてご説明いたします。

1 款浄化槽事業費の営業費4,597万6,738円、同じく浄化槽事業費の建設費4,235万8,800円、2 款公債費2,469万9,923円あります。

なお、詳細につきましては、令和3年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 認定第8号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は4,603万9,711円、歳出総額は4,603万9,711円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

主な歳入内容についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料1,901万9,860円、6 款繰入金2,660万611円であります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

1 款総務費119万8,980円、2 款後期高齢者医療負担金4,416万2,403円、3 款保健事業費63万8,478円であります。

なお、詳細につきましては、令和3年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号から認定第8号までの7案件について採決いたします。

お諮りします。

7案件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定から認定第8号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定までの7案件については原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第18 同意第2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 同意第2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。次の者を道志村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村8038番地、氏名、佐藤健太郎、生年月日、昭和47年9月16日。  
提案理由につきましては、教育委員会委員である佐藤富治氏は令和4年9月30日に任期満了となるため、新たに佐藤健太郎氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第19、請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

それでは、紹介議員であります白井勝光君より、要旨の説明をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 6番議員、白井勝光君。

〔6番 白井勝光君 登壇〕

○6番（白井勝光君） 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についての説明をいたします。

請願人は、南都留地区PTA協議会、南都留地区公立小中校長会、南都留地区公立小中学校教頭会、山梨県教職員組合南都留支部となっています。

請願の内容は、次の4項目について決議し、あわせて、国の機関への意見書提出を求めるものになります。

1つ、小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。

1つ、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員により職員定数の改善を推進すること。

1つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1つ、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

これが請願の内容です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願については原案のとおり採択することに決定しました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第20、発議第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書を議題といたします。

提案者、白井勝光君より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 6番議員、白井勝光君。

〔6番 白井勝光君 登壇〕

○6番（白井勝光君） 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書。

昨年度の改正義務標準法により、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、35人学級を小学校だけに留めず、中学校においても実施することが必要です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員など、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本村のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、ぜひとも道志村議会として、右にある請願事項をご決議いただき、2022年度政府予算編成において教育施設の充実が図られるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員などの教職員定数改善を推進すること。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月16日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書については、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第1、議案第48号 工事請負契約の変更について（竹之本地区法面工事）を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第48号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本議案は、令和3年第7回議会定例会で議決を受けた竹之本地区法面工事について、工事数量の確定に伴い、場内廃棄物処理に要する費用で増額となる一方、モルタル吹付工、吹付枠工、ブロック積工において数量が減少し、変更後の請負額を248万2,700円減じた7,781万

7,300円とする変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 工事請負契約の変更について（竹之本地区法面工事）は、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第2、議案第49号 工事請負契約の締結について（道志村役場庁舎建設工事）を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第49号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

令和4年9月12日、一般競争入札に付した（明許）道志村役場庁舎建設工事について、次のとおり請負契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求

めるものです。

- 1、契約の目的、（明許）道志村役場庁舎建設工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札による契約。
- 3、契約金額、5億2,800万円。
- 4、契約の相手方、山梨県富士吉田市下吉田5丁目15番29号、芙蓉建設株式会社代表取締役、大森朋彦。

提案理由ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提出するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 工事請負契約の締結について（道志村役場庁舎建設工事）は原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 追加日程第3、発議第2号 閉会中の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から、閉会中の所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 閉会中の継続調査については、議会運営委員長、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、閉会に当たり、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和4年第5回道志村議会9月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、9月6日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、令和3年度一般会計決算の認定を含む一部の案件についてお認めいただき、誠にありがとうございました。また、全員協議会では、村の様々な課題について、多岐にわたり熱心にご審議をいただき、大変貴重な意見を賜ることができ、誠にありがとうございました。これらのご意見を真摯に受け止め、今後の村政に生かしてまいりたいと考えております。

さて、岸田内閣では、新しい資本主義の実現に向けた成長戦略の重要な施策として、デジタル田園都市国家構想を掲げています。この構想は、地方の豊かさを維持しつつ、地方が抱える社会問題を解決し、活力ある地域を創生し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指していくものであります。

デジタル技術は、本村が抱える課題でもある人口減少や過疎化、産業の高度化などを解決していく鍵でもあり、本村でもサテライトオフィスの整備やテレワークの普及を進め、デジタル技術を生かして人口減少の克服と地方創生を実現して、村民の皆様が真の豊かさを実現できる村づくりを目指して、様々な施策を展開していきます。

そのほか、インフラ整備をはじめとした重要な施策については、住民の皆様が安心・安全で豊かなむらづくりの実現を実感していただけるよう、引き続き先頭に立って進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、中秋の時期となりました。議員の皆様におかれましては、健康に留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、令和4年第5回道志村議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで、本日の日程を全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって、令和4年第5回道志村議会定例会を閉会します。  
ご苦勞さまでした。

(午後3時20分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---